

# 東京農工大学における教員採用の選考基準等について

国立大学法人東京農工大学においては、教員採用の選考基準等について法人化以降、下記のような基本方針及び学内規程等に基づき取り扱っています。

## I 教育職員人事に関する基本方針（抜粋）

（平成16年4月21日教育研究評議会）

21世紀の人類共通の課題に応える使命指向型教育・研究を推進し、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献する科学技術大学院基軸大学を構築するために、教育職員人事に関する基本方針を策定する。

教育職員の採用・選考に当たっては、教育研究評議会と部局等の教授会・運営委員会が連携・協力し行うものとする。教育研究評議会は、「教育職員人事に関する基本方針」と「全学採用計画」を策定し、部局等の教授会・運営委員会は、これら基本方針及び採用計画に基づき選考を行うものとする。

### 【基本的な考え方】

- (1) 教育職員の採用・選考に当たっての選考基準の明確化と教育職員採用過程の透明化を一層進める。
- (2) 学外の専門家の意見をも参考とし、より総合的な判断を可能とする人事の枠組みを設ける。
- (3) 特任教授の制度など、弾力的かつ多様な雇用形態を導入する。
- (4) 公募制を一層積極的に活用し、その要件や選考の方法を工夫する。
- (5) 任期制については、適用範囲、処遇等を検討しながら拡充する。
- (6) 外部資金等により、優れた若手研究者等の採用拡大を図る。
- (7) 特に優れた研究者の採用については、処遇等を検討する。
- (8) 国籍、性別、障害の有無、出身大学等にとらわれない採用を一層進める。

## II 国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程（抜粋）

平成16年4月7日  
16 経教規程第24号

（公募制の原則）

第5条 職員を選考により採用しようとする場合には、人事の透明性・公正性を確保するため、原則として公募制によることとする。

（教育職員の選考採用）

第6条 第3条第2項第1号に規定する教育職員の採用については、学長が教育研究評議会の議を経て、教員人事に関する基本方針を策定する。

- 2 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程（以下「教育研究評議会規程」という。）第2条第2項の規定により、教育研究評議会が必要と認める事項については、部局等の教授会又は運営委員会に委任して選考を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育職員の選考を部局等の教授会又は運営委員会に委任する

ことができない場合には、教育研究評議会が選考委員会を設置することができる。

4 前 3 項の規定は、既に本学教育職員として勤務する者が選考される場合にも準用する。  
(教授の資格)

第 7 条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学(専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。)における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 8 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第 9 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 7 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第 9 条の 2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第 7 条各号又は第 8 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的するもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

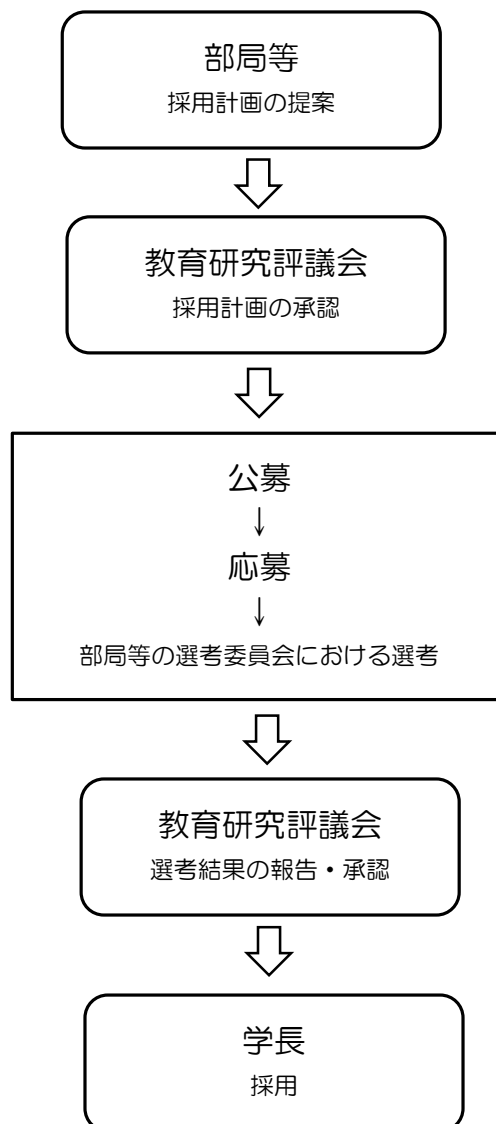
(助手の資格)

第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位又は学位規則第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(また、テニュアトラック教員については、任期に関する規程、テニュアトラック制度の実施に関する要項などにより、その選考手続きを定めています。これらのほか、個別の選考・採用に当たって必要な事項は公募要領に示します。)

### Ⅲ 一般的な教員採用選考手続きの流れ



## IV 教育職員選考結果報告書様式

平成 年 月 日

学 長 殿

部局長等名

### 教育職員選考結果報告書

平成 年度第 回教育研究評議会（平成 年 月 日開催）において採用計画が承認された教育職員人事案件について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

1. 採用予定所属等

所 属

部 門

兼務学府等

専 攻

学 科

2. 採用予定職名：

3. 採用予定者氏名：

4. 採用希望年月日：

5. 現職：

6. 選考の経過

7. 選考理由

I (部局名) (部門等) (職種) 候補者履歴書

ふりがな 氏名		生 年 月 日	昭・平 (満 才)	年 月 日
現住所				
学 歴				
期 間 ※和暦にて記載	在学 年数	学 校 ・ 学 科 名		卒業・中退別
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
職 歴				
期 間 ※和暦にて記載	在職 年数	名 称		
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
・ ・ ～ ・ ・				
学位 (取得年月日 (和暦)、名称、論文題目など)				
担当予定授業科目				
賞罰				
所属学会等				

## Ⅱ 教育実績（学部、大学院の別を示す。）

（１）主要な学部の授業実績

（①授業科目名、②教養、基礎、学科専門の別、③講義、実験、演習等の別、④年間担当授業時間数、⑤実施年度、⑥実施大学、⑦常勤・非常勤の別を記入）

（２）主要な大学院の授業実績

（①授業科目名、②教養、基礎、学科専門の別、③講義、実験、演習等の別、④年間担当授業時間数、⑤実施年度、⑥実施大学、⑦常勤・非常勤の別を記入）

（３）学生指導実績

卒業論文指導（又は指導補助）学生人数（ ）人

修士論文指導（又は指導補助）学生人数（ ）人

博士論文指導（又は指導補助）学生人数（ ）人

## Ⅲ 研究実績

学術上の論文・著書等				
①論文		②著書		③解説・総説等
報 (総論文数) (任期期間中論文数 報)		報 (任期期間中著書数 報)		報 (任期期間中報)
内、筆頭著者論文	内、責任著者論文 (筆頭著者論文を除く)	単著	共著	/
報 (任期期間中 報)	報 (任期期間中 報) ※注 1	報 (任期期間中 報)	報 (任期期間中 報)	
①の内、国際共著論文の数		報 ※注 2		

※ 注 1 論文に責任著者であることが明記されているものに限る。

※ 注 2 外国の機関に所属する者との共著論文で、論文に当該外国の機関名が明記されているものに限る。

※注 3 テニュア付与審査、再任審査及び無期労働契約への転換審査の場合は、現在の任期期間中の業績数をそれぞれ括弧書き（内数）で付記する。

(1) 主要な学術上の論文・著書等

※本人にアンダーライン、責任著者となっているものは論文タイトルに◎印を付記すること。

他 報

※Web of Science の論文数 内 報

(2) 国際会議発表など

※ 基調講演、招待講演の場合のみ記載すること。

(3) その他特記事項（特許など）

(4) 科学研究費補助金

※代表者の場合のみ、種別、研究主題目、受入れ金額（直接経費）を記載すること。（ただし、特別推進研究・新学術領域研究の場合は分担者分も含み、代表者・分担者の別を追記する）

(5) その他外部資金

・代表者分

・分担者分

**IV. 社会貢献活動の実績（審議会委員等）**

**V. その他特記事項（所属機関の委員会委員等）**

**VI. 業務実績（学内施設の業務に関連する実績）**